

1 用語解説

| ア行 | |
|--------------------------|--|
| アウトリーチ | 生活上の課題を抱えながらも、自ら相談機関に相談に行けない個人や家族に対して、支援者が積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかける支援方法。 |
| インフォーマルな支え合い（インフォーマルな支援） | 介護保険のような行政が公式（フォーマル）に行うサービスではなく、NPO、企業、ボランティア、社会福祉法人、自治会など地域の多様主体が行う生活支援サービス。 |
| お茶の間サロン | 広島県社会福祉協議会が開設を支援する、主に自治会や住民主体で運営されるサロン。広島県社会福祉協議会が養成する「あんしんサポートリーダー（地域リーダー）」が開催日に常駐している。住民は気軽にサロンに立ち寄り、困り事があれば、地域リーダーに相談できる。地域リーダーは、聞き取った相談を、緊急性の高いものは即座に社会福祉協議会職員につなぐなどの対応を行っている。 |

| カ行 | |
|-----------------|--|
| 基幹相談支援センター | 障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を実施する。また、相談支援事業者に対する指導や助言、関係機関の連携強化への取組も実施する。 |
| 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間の平均。ほかに介護保険の情報をもとにした算定方法として「日常生活動作が自立している期間の平均」もある。 |
| 権利擁護 | 人間としての権利を保障することで、高齢者や障害者など弱い立場にある人々の人権侵害（財産侵害や虐待など）が起きないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズの表明を行うこと。 |
| 避難行動要支援者に係る個別計画 | 一人暮らしの高齢者や要介護者、障害者等に対し、「誰が、どこに、どのように避難支援する」という具体的な内容を定めた、個別の避難計画。 |
| コミュニティソーシャルワーカー | 地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートの役割を担う専門職。具体的には、支援を必要とする人に対し、安否確認や見守り、生活課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎなどを行う。また、住民同士の支え合い活動支援のほか、セーフティネットの体制づくりなど、地域福祉の計画的な推進を図るため、関係機関などに働きかけを行う。 |

| サ行 | |
|--------------|---|
| サロン | 地域住民が、地域の中で仲間づくりや交流を行い、人と人とを結び触れ合いの場。 |
| 社会的孤立 | 家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに、周囲の方々から気付かれず、支援につながりにくい状態にあること。 |
| 社会福祉協議会 | 社会福祉法において、社会福祉に関する事業・活動を行うことにより、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されている社会福祉法人。 |
| 社会福祉施設 | 高齢者や子供、障害のある方々に福祉サービスを提供する施設。これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的とする。 |
| 相談支援事業所 | 障害者総合支援法に基づき、障害のある人の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行う事業所。 |
| 自主防災組織 | 地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織。平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行う。 |
| 自立相談支援機関 | 生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、個別の支援計画の作成や就労支援など、相談者に寄り添いながら、自立に向けた伴走型支援を行う機関。 |
| 生活困窮者自立支援制度 | 平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行う制度。 |
| 生活支援コーディネーター | 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。 |
| 制度の狭間 | 何らかの課題があるにも関わらず、既存の制度やサービスの対象とならず、解決が困難な状況に陥っている状態。 |
| セーフティネット | 「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安心や安全を提供するための仕組み。 |
| 専門職 | 地域の医療・介護・保健・福祉等に関する専門的知識をもつ職員。 〔一例〕 ・社会福祉協議会の個別支援・地域支援担当職員等(福祉活動専門員等) ・地域包括支援センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等 ・介護サービス従事者等 ・障害者(児)相談支援事業所の相談支援専門員等 ・医師・看護師等 |
| ソーシャル・キャピタル | 「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる、社会組織に特徴的な資本を意味し、従来の物的資本、人的資本などと並ぶ新しい概念。 |

| タ行 | |
|---------------------|--|
| ダブルケア | 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。 |
| 地域公益活動 | 社会福祉法人に求められる、「社会福祉事業・公益事業を行うにあたって提供される」、「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対する」、「無料・低額な料金で提供される」との3要件をすべて満たす福祉サービス。 |
| 地域子育て支援拠点 | 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場。公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となっている。 |
| 地域支え合いセンター | 平成30年7月豪雨災害被災者の孤立死や自殺の発生防止、並びに早期の生活再建を支援するため、「見守り支援」・「日常生活上の相談支援や生活支援」・「住民同士の交流機会の提供」・「地域社会への参加促進」など、被災者に対する支援を一体的に提供する。県地域支え合いセンター（広島県社会福祉協議会内）及び12市町の市町地域支え合いセンター（市町社協内等）からなる。〔令和2年2月1日時点〕 |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援などのサービスを包括的に提供する体制。 |
| 地域包括支援センター | 地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケアシステムの実現に向けた中核的な機関として、市町村が設置するもの。 |
| 地区社協 (地区社会福祉協議会) | 地域の住民同士が、自分たちが住んでいる地域の生活課題や困り事を自分たち自身の問題と受け止め、関係機関や専門機関等と連携しながら解決に向けて協議し、誰もが安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを目指す、地域住民主体の活動組織団体。 |

| ナ行 | |
|--------|---|
| 日常生活圏域 | 日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や介護サービス基盤の整備状況等を勘案して市町が定める圏域。本県全体では125圏域が設定されている。 |

資料編

| 八行 | |
|------------------------|--|
| 8050問題 | 長期間のひきこもりなどにより50代前後の子供を, 80代前後の高齢の親が養い続けていることで発生する社会問題。 |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち, 災害が発生し, または発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって, 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とするもの。(災害対策基本法第49条の10第1項) |
| ひろしま医療情報ネットワーク (HMネット) | 広島県及び広島県医師会で構築し, 広島県医師会が運営する医療情報連携ネットワーク。医療機関の間で診療情報を共有する基本機能に加えて, HMネットに参加した患者が, 自分の既往症やアレルギー情報, 緊急連絡先などをHMネットに登録し, 緊急時に救急隊や医療関係者等がこれらの情報を確認できる機能(電子版 命の宝箱)を備える。このほか, 提携する「電子お薬手帳」アプリを使って, 正確な服薬状況の確認も可能。 |
| ひろしま版ネウボラ | 子育ての安心感を醸成するため, すべての子育て家庭を対象に, 傾聴・対話によるポピュレーションアプローチを行い, 子育て家庭との間に信頼関係を構築しながら, リスクに対しては早期に適切な支援を提供するなど, 妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートする体制。 |
| 福祉サービス利用援助事業 | 広島県社会福祉協議会や市町社会福祉協議会が, 判断能力が低下し, 生活等に不安を抱える人に対して, 福祉サービスの利用援助や, 金銭管理等のサービスを提供するもの。 |
| 福祉避難所 | 高齢者, 障害者, 乳幼児などの要配慮者のための避難所。介助や相談などの支援, 手すりや仮設スロープの設置など, 要配慮者の状態に応じて安心して生活ができる体制が整備されている。 |
| ボランティアセンター | ボランティア活動に関する相談窓口, ボランティア活動への参加を促すための情報収集・提供, 研修会の開催, 関係機関等との連携など, ボランティアに関する拠点としての活動を行う組織。 |

| ヤ行 | |
|------|---|
| 要配慮者 | 高齢者, 障害者, 乳幼児その他特に配慮を要する者。(災害対策基本法第8条第2項第15号) |

| ワ行 | |
|---------|---|
| ワークショップ | コミュニティ活動の場等で, 講師の話を一方向的に聞くのではなく, 参加者自らが討論に加わって合意形成を図ったり, 体験したりするなど, あらゆる分野で広く用いられている手法。 |

2 広島県地域福祉支援計画の策定に係る検討経過

令和2年度から令和6年度を計画期間とする「広島県地域福祉支援計画」の策定について、「広島県地域福祉支援計画策定委員会」を設置し、策定に向けた協議を行うとともに、広島県社会福祉審議会においても協議を行いました。

また、計画の具体的な検討を行うため、令和元年度に地域福祉計画を策定する市町や、市町社会福祉協議会の専門職などとの意見交換を行う「座談会」を随時開催しました。

さらに、令和2年2月～3月には、パブリック・コメントを実施し、広く県民等から意見を募り、策定に至りました。

| 年月日 | 審議会・委員会等 | 検討事項 |
|--------------|------------------------|--|
| 令和元年5月14日 | 広島県地域福祉支援計画策定に係る第1回座談会 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念及び目指す姿 ・地域福祉推進に係る現状の取組・課題 ・包括的支援体制の構築に向けた課題 |
| 令和元年6月12日 | 第1回広島県地域福祉支援計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定趣旨 ・計画の位置付けと計画期間 ・現状分析 ・基本理念 ・目指す姿 |
| 令和元年8月7日 | 第2回広島県地域福祉支援計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回策定委員会における意見の整理 ・計画の骨子（案） |
| 令和元年8月30日 | 第1回広島県社会福祉審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の骨子（案） |
| 令和元年10月11日 | 広島県地域福祉支援計画策定に係る第2回座談会 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域における拠点の在り方 ・地域リーダー及び地域人材の確保・育成 ・重層的なセーフティネットの構築 |
| 令和元年11月29日 | 第3回広島県地域福祉支援計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案 |
| 令和元年12月2日 | 第2回広島県社会福祉審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の素案 |
| 令和2年2月～3月 | パブリック・コメントの実施 | |
| 令和2年3月〔書面開催〕 | 第4回広島県地域福祉支援計画策定委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の計画案 |
| 令和2年3月〔書面開催〕 | 第3回広島県社会福祉審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画の報告 |

3 広島県地域福祉支援計画策定委員会 委員名簿

| 所属 | 職名 | 名前 | 備考 |
|---|-----------|--------|------|
| 広島修道大学国際コミュニティ学部 | 教授 | 伊藤 敏安 | 委員長 |
| 関西学院大学人間福祉学部 | 教授 | 藤井 博志 | |
| ローカリズム・ラボ | 代表 | 井岡 仁志 | 副委員長 |
| 社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会 | 会長 | 蛭江 紀雄 | |
| 三原市高齢者福祉課 | 課長 | 石原 洋 | |
| 熊野町民生部 | 次長兼民生課長 | 西岡 隆司 | |
| 社会福祉法人広島県社会福祉協議会 | 事業部長 | 仁志田 訓司 | |
| 社会福祉法人福山市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課 | 課長 | 鳥海 洋治 | |
| 社会福祉法人廿日市市社会福祉協議会 地域福祉課 | 課長補佐 | 梅本 登志子 | |
| 広島県地域支え合いセンター | センター長 | 吉野 篤史 | |
| 江田島市地域支え合いセンター | 地域福祉課長 | 金田 洋二 | |
| 広島県社会福祉法人経営者協議会 | 理事 | 遠部 敦也 | |
| 広島県地域包括・在宅介護支援センター協議会 | 副会長 | 小山 峰志 | |
| 福山市連合民生委員・児童委員協議会 | 会長 | 佐藤 裕幸 | |
| 公益社団法人広島県社会福祉士会 | 会長 | 山中 康平 | |
| 特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター | 専務理事 | 松原 裕樹 | |
| 社会福祉法人広島県共同募金会 | 常務理事・事務局長 | 佐々木 忠 | |
| 公益財団法人広島県老人クラブ連合会 | 事務局長 | 金岡 峰夫 | |
| 公益財団法人ひろしまこども夢財団 | 評議員 | 坂本 牧子 | |
| 一般社団法人広島県身体障害者団体連合会 | 会員代表 | 添田 龍彦 | |
| 一般社団法人広島県手をつなぐ育成会 | 会長 | 金子 麻由美 | |
| 特定非営利活動法人 K H J 全国ひきこもり家族会連合会 K H J 広島「もみじの会」 | 代表 | 藤岡 清人 | |
| 広島難病団体連絡協議会 | 会長 | 後藤 淳子 | |
| 呉昭和自主防災連合協議会 | 会長 | 松田 政和 | |
| 広島県生活協同組合連合会 | 専務理事 | 高田 公喜 | |
| ひろしま里山・チーム500 | メンバー | 佐藤 亮太 | |
| 広島県商工会連合会 | 事務局長 | 遠山 哲美 | |

4 広島県地域福祉支援計画策定に係る座談会 構成団体

| 区分 | 所属 | 職名 | 名前 |
|------------------|--|------------------|--------|
| 市 町 社 協 | 呉市社会福祉協議会 地域福祉課 生活支援グループ | 主事 | 越智 美幸 |
| | 三原市社会福祉協議会 三原市障害者生活支援センタードリームキャッチャー | 相談支援専門員 | 柳原 綾 |
| | 尾道市社会福祉協議会 サポートセンター | 主任 | 高橋 望 |
| | 福山市社会福祉協議会 福祉のまちづくり課 | 主事 | 高尾 栄利子 |
| | 三次市社会福祉協議会 三良坂支所 | 支所長 | 安井 ひろえ |
| | 庄原市社会福祉協議会 南部地域事務所・□和センター | 次長 | 須安 登茂美 |
| | 東広島市社会福祉協議会 地域福祉課 | 課長補佐 | 邑岡 哲哉 |
| | 江田島市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係 | 係長 | 土手 悠介 |
| | 府中町社会福祉協議会 | 生活支援 コーディネーター | 榎山 亮 |
| | 安芸太田町社会福祉協議会 | 主任 | 戸田 佑樹 |
| 市 町 | 府中市福祉課 | | |
| | 大竹市地域介護課 | | |
| | 東広島市社会福祉課 | | |
| | 安芸高田市社会福祉課 | | |
| | 江田島市社会福祉課 | | |
| | 海田町社会福祉課 | | |
| | 熊野町民生課 | | |
| | 北広島町福祉課 | | |
| | 神石高原町福祉課 | | |
| 県 社 協 | 広島県社会福祉協議会 地域福祉課 | | |
| 県 | 広島県健康福祉局地域支え合い担当 | | |

5 広島県地域福祉支援計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県における地域福祉の推進及び地域共生社会を実現するため、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画として策定する広島県地域福祉支援計画の内容に関する検討を行うことを目的として、広島県地域福祉支援計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 策定委員会は、次の事項の検討を行うものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 市町の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 市町による地域福祉の推進のための包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- (6) その他広島県の地域福祉の推進に関し必要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、次のうちから、広島県知事が委嘱する委員で構成する。

- (1) 地域福祉に関する学識を有する者
- (2) 社会福祉協議会の職員
- (3) 地域福祉又は社会福祉の推進を図ることを目的とする団体の職員
- (4) 市町職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和2年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、策定委員会を代表し、総括する。

(副委員長)

第6条 策定委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議の招集)

第7条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、第3条に定める者のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 策定委員会に事務局を置き、広島県健康福祉局地域支え合い担当において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

2 この要綱は、令和2年3月31日限りで、その効力を失う。

6 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第 5 条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

資料編

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉, 障害者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には, 同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は, 市町村地域福祉計画を策定し, 又は変更しようとするときは, あらかじめ, 地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに, その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は, 定期的に, その策定した市町村地域福祉計画について, 調査, 分析及び評価を行うよう努めるとともに, 必要があると認めるときは, 当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は, 市町村地域福祉計画の達成に資するために, 各市町村を通ずる広域的な見地から, 市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉, 障害者の福祉, 児童の福祉その他の福祉に関し, 共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は, 都道府県地域福祉支援計画を策定し, 又は変更しようとするときは, あらかじめ, 公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに, その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は, 定期的に, その策定した都道府県地域福祉支援計画について, 調査, 分析及び評価を行うよう努めるとともに, 必要があると認めるときは, 当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。